

大分市文化・芸術まちづくり会議設置要綱を次のように定める。

平成28年4月25日

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市文化・芸術まちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の優れた文化・芸術に触れる機会の拡大、本市独自の文化・芸術に関する情報発信及び市民の主体的な文化・芸術活動の場の創出を目指すとともに、文化・芸術の持つ創造性を教育、観光、産業等の幅広い分野へ活用する「創造都市大分」の実現に向け、広く市民の意見を聴くため、大分市文化・芸術まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 まちづくり会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 大分市文化・芸術振興計画に掲げる施策の実施に関すること。
- (2) 「創造都市大分」の実現のための施策に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 まちづくり会議は、会員15人以内をもって組織する。

2 会員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者

- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 参画依頼又は任命の期間は、2年を1期間とする。

2 会員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき、会員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 まちづくり会議に会長及び副会長1人を置き、会員の互選により選出する。

2 会長は、まちづくり会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(まちづくり会議の会議)

第6条 まちづくり会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、まちづくり会議の会議に会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 会員（第3条第2項第3号に規定する会員を除く。）に対する報償金等は、

予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 まちづくり会議の庶務は、企画部文化国際課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に必要な事項は、会長がまちづくり会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月25日から施行する。

(参画依頼等の期間の特例)

2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼し、又は任命する会員の当該参画依頼又は任命の期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。